

判例評釈

租税分野における私法関係 (契約関係)の重要性 —南御堂参道事件を題材に—

弁護士 向笠太郎

1. はじめに

租税法が課税対象としているものは、私法によって規律されている納税者の経済活動である。したがって、法的安定性や予測可能性という租税法律主義の観点からすると、課税は、私法（民法、商法、会社法や当事者間の契約関係）を前提とすべきということになる¹。

裁判所も、このような考え方に立っており、例えば、東京高判平成22年5月27日税務訴訟資料260号順号11447（ファイナイト再保険事件）は、「租税法は、経済活動（経済現象）を課税の対象としているところ、経済活動は、第一次的には私法によって規律されているものであるから、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためにも、課税は、私法上の法律関係に即して行われるべきである。」と判示している。また、東京地判平成26年2月18日税務訴訟資料264号順号12411（岡本倶楽部事件）も、「課税の対象である経済活動ないし経済現

象は、第一次的には私法によって規律されているところ、課税は、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するという観点から、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである。」と判示している²。

このことからすると、税務訴訟において納税者と第三者との間の真の合意内容を理解してもらうために、前提となる私法行為（契約関係）についてしっかりと主張立証³するのが重要といえよう。

以下では、山門一体型の建物の下にある参道部分に課税された固定資産税の取消しが認められた大阪高判令和5年6月29日裁判所ウェブサイト（南御堂参道事件。以下「本判決」という。）を、上記の観点から掘り下げたいと思う⁴。

2. 本判決の紹介

(1) 事案の概要

ア X（原告、控訴人）は、宗教法人であり、

1 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）129頁、佐藤修二編著『対話でわかる租税「法律家」入門』（中央経済社、2024年）36頁

2 岡本倶楽部事件について、本稿の観点からの検討については、佐藤編・前掲注1・41頁以下参照

3 通常、主張立証とは、主張立証責任を負う者が行うものを意味するが（後記4参照）、本稿では、反論や反証を含めて広く「主張立証」と呼ぶこととする。

4 本判決は、地方税法348条2項3号該当性が争いとなったケースといえるが、本稿では、紙幅の関係上、この点について深く立ち入る余裕がないことをご了承願いたい。